

品川区立戸越台特別養護老人ホームおよび品川区立戸越台在宅サービスセンター、
品川区立荏原特別養護老人ホームおよび品川区立荏原在宅サービスセンターなら
びに品川区立中延特別養護老人ホームおよび品川区立中延在宅サービスセンター
指定管理者候補者の公募について

1. 趣旨

品川区立戸越台特別養護老人ホームおよび品川区立戸越台在宅サービスセンター（平成8年5月1日開設）、品川区立荏原特別養護老人ホームおよび品川区立荏原在宅サービスセンター（平成9年5月1日開設）ならびに品川区立中延特別養護老人ホームおよび品川区立中延在宅サービスセンター（平成10年5月1日開設）は、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、通所介護、認知症対応型通所介護等の各サービスを提供している。

開設時は管理委託の手法により運営を行っていたが、地方自治法の改正を受け平成18年4月1日以来指定管理者制度を導入し、期間満了時に非公募で選定し、更新を行ってきた。しかしながら、現指定期間の満了をもって「当初の運営期間終了後、連続して10年」を経過する（※）ことから、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」に基づき、次期指定期間の指定管理者候補者を公募する。

※前回の指定期間満了時が「当初の運営期間終了後、連続して10年」であったが、その時点では改定前の基本方針に基づき、非公募での選定を実施したため、現指定期間の満了時点で同要件に該当するものとして公募を実施する。

2. 指定管理者が管理を行う施設の概要

（1）名称

- ①品川区立戸越台特別養護老人ホーム、品川区立戸越台在宅サービスセンター
- ②品川区立荏原特別養護老人ホーム、品川区立荏原在宅サービスセンター
- ③品川区立中延特別養護老人ホーム、品川区立中延在宅サービスセンター

（2）所在地

- ①戸越一丁目15番23号
- ②荏原二丁目9番6号
- ③中延六丁目8番8号

（3）現指定管理期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

（4）新指定管理期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

3. 指定管理者が行う業務

(1) 品川区立特別養護老人ホーム条例第3条(※)に規定するサービスの提供に関すること

- ※ ①介護福祉施設サービス
- ②短期入所生活介護

(2) 品川区立在宅サービスセンター条例第3条(※)に規定するサービスの提供に関すること

- ※ ①通所介護
- ②認知症対応型通所介護
- ③介護予防認知症対応型通所介護
- ④第1号通所事業
- ⑤生活介護(品川区立中延在宅サービスセンターに限る。)

(3) 施設および設備の維持および修繕に関すること

(4) 施設および設備の使用に関すること

(5) 利用料金の徴収に関すること

4. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

2.(1)①・②・③の各施設は、一体的な運営を行うため、それぞれ一つの案件として公募型プロポーザル方式により指定管理者候補者を選定する。

(2) 選定委員会の設置

候補者の選定にあたっては、指定管理者候補者選定委員会等を設置する。

(3) 選定基準

指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

- ① 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること
- ② 公の施設の適切な維持管理および管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ③ 公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること
- ④ 公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること

5. 今後の予定

令和6年	8・9月	公募要項の公表 説明会の開催
	10・11月	指定管理者候補者選定予備委員会・選定委員会 開催、選定
令和7年	2月	指定管理者の指定議案提出、議決
令和8年	3月	指定管理業務の協定締結
	4月	指定管理業務開始